

Client Alert

December 2013

再生可能エネルギーによる発電事業に関する近時のニュース No. 16

今回のアラートでは、2013年11月15日に成立（同年11月22日公布）した農林水産省の「農山漁村再生可能エネルギー法」をとりあげる。本法律の成立により、農地のみなし転用等が可能となり、太陽光発電、風力発電、バイオマス発電の対象地が拡大する可能性がある。また、再生可能エネルギー発電設備の整備を行おうとする者は、市町村の基本計画に対する提案及び設備整備計画の認定申請の準備を直ちに行うことが望ましい。2014年1月には、各地の農政局で説明会が開かれる。

農林水産省の「農林漁業の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギー電気の発電の促進に関する法律」の成立

2013年11月15日に「農林漁業の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギー電気の発電の促進に関する法律」（以下、「農山漁村再生可能エネルギー法」という）が参議院本会議で政府原案通り可決され、成立した。法律の条文及び参考資料は下記を参照されたい。

<http://www.maff.go.jp/j/shokusan/renewable/energy/houritu.html>

http://www.maff.go.jp/j/shokusan/renewable/energy/pdf/re_ene6.pdf

法律は公布から6ヶ月以内に施行される。国の基本方針が2014年3月から4月までに策定される予定のため、市町村は基本方針に基づき、基本計画を作成することができる。基本計画では、再生可能エネルギー発電設備の整備を促進する区域、種類、規模を定めるものとされている。またこれに併せて促進する農林漁業の健全な発展に資する取組に関する事項を定めることになっている。再生可能エネルギー発電設備の整備を行おうとする者は、市町村に対し、基本計画の作成についての提案ができることになっており、法律施行と同時に基本計画を作成していくためには早めに提案の準備をする必要がある。

市町村が基本計画を策定する場合には、市町村、発電事業者、農林漁業者及びその組織する団体、関係住民、学識経験者その他当該市町村が必要と認める者で組織される協議会で協議をする必要がある。

再生可能エネルギー発電設備の整備を行おうとする者は、当該整備に関する設備整備計画を作成し、基本計画を作成した市町村の認定を申請することができる。設備整備計画には、農林漁業の健全な発展に資する取組の内容を記載する必要がある、それらには、設備整備計画と併せて行う農林地の農林業上の効率

本クライアントアラートに
関するお問い合わせ先

江口 直明
パートナー 弁護士
03 6271 9441
naoaki.eguchi@bakermckenzie.com

ベーカー&マッケンジー
法律事務所 (外国法共同事業)

〒106-0032
東京都港区六本木 1-9-10
アークヒルズ仙石山
森タワー28F
Tel 03 6271 9900
Fax 03 5549 7720
www.bakermckenzie.co.jp

的かつ総合的な利用の確保、農林漁業関連施設の整備、農林漁業者の農林漁業経営の改善の促進、農林水産物の生産又は加工に伴い副次的に得られた物品の有効な利用の推進等が考えられる。

市町村が設備整備計画を認定する場合には、事前に所管大臣又は都道府県知事の同意を得る必要がある。例えば、農地を農地以外のものにする行為、又は農用地を農用地以外のものにするために当該農用地について所有権者若しくは使用及び収益を目的とする権利を取得する行為であり、かつ、農地法の許可を受ける必要のあるもので、さらに土地の面積が4ヘクタールを超える場合は、農林水産大臣の同意がいる(4ヘクタール以下は都道府県知事の同意がいる)。

設備整備計画が認定されると、認定設備整備者が認定設備整備計画に従い、再生可能エネルギー発電設備等の用に供することを目的として農地を農地以外のものにする場合には、農地法第4条第1項の許可があったものとみなされる(農転許可のみなし取得)。同様に農用地を農用地以外のものにするために、当該農用地について所有権又は使用及び収益を目的とする権利(地上権、賃借権等)を取得する場合には、農地法第5条第1項の許可があったものとみなされる(権利移動許可のみなし取得)。さらに、森林法第11条の2の開発行為の許可のみなし取得、自然公園法第20条第3項の特別地域内の開発許可のみなし取得、温泉法第3条第1項の土地の掘削の許可のみなし取得等も設備整備計画の認定によりワンストップでのみなし取得が可能となる。

設備整備計画の作成にあたり、農林漁業の健全な発展に資する取組の内容を記載する必要があることは、先に述べたとおりである。一つの例として高知県梶原(ゆすはら)町では、町が風力発電所を設置し、全量を売電し、町の環境基金へ積み立て、さらに、間伐を行った森林所有者に町独自の交付金の交付やペレット向け間伐材の搬出費用の助成を実施し、地域の森林の適正管理という効果をあげている。また、福島県グリーン発電会津では、地元の林業者が主体となって木質バイオマス発電(5.7MW)を建設し、発電燃料として、未利用間伐材等による木質チップを優先的に使用し、これまで山に放置されていた未利用間伐材を燃料として買い取り、地域林業の活性化に寄与し、発電事業、立木の間伐及び運搬、木質チップへの加工等のための雇用を創出するという効果をあげている。

国の基本方針の作成、市町村の基本計画、協議会との協議、大臣又は知事同意、設備整備計画の認定という手続的な時間軸はまだ明確化されていないが、再エネに理解のある首長のいる自治体では、手続きがスムーズに進むと思われる。現時点においても、再エネに積極的な自治体において、太陽光発電用に4ha以下の農地の転用が認められた事例も報告されている。また大船渡市のように、復興整備計画に、太陽光発電所の建設を載せることにより、東日本大震災復興特別区域法第50条によりみなし農地転用を獲得した事例も報告されている。農山漁村再生可能エネルギー法のみなし農地転用の仕組みは、東日本大震災復興特別区域法のワンストップ許認可のみなし取得の例に倣っているので、農山漁村再生可能エネルギー法の設備整備計画作成にあたっては復興整備計画作成マニュアルを参考にすることが有効と考えられる。

いずれにしても、法律の施行に向けて今から有望な対象地については市町村との協議を始めるのがよいであろう。

以上